

女真族の趙良弼一族の漢化（中国化）について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 光朗 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00006036

女真族の趙良弼一族の漢化（中国化）について

山 本 光 朗

北海道教育大学旭川校史学研究室

On Sinicization of Chao Liang-pi (趙良弼)'s Family from the Jurchens (女真族)

YAMAMOTO Mitsuo

Study of History, Asahikawa Campus, Hokkaido University of Education

ABSTRACT

The Studies of sinicization 漢化（中国化） of the minority people, such as the Jurchens, the Kitans, and the Manchus, in Chinese history has concentrated on what measures did they take to prevent from weakening caused by their sinicization. But this article lays emphasis on how the Jurchen 女真 people and their descendants, who dominated Northern China 華北, adapted themselves to Chinese local societies, and how they contributed to the development and stability of Chinese societies.

While great grandfather of Chao Liang-pi 趙良弼 from Chu-yao-chia 朮要甲 clan of the Jurchens had changed family name from Chu-yao-chia 朮要甲 to Chinese Chao 趙, his family attached the names of Jurchen Language to Family's children until Chao Liangpi's generation and took wives from other clans of the Jurchens. Chao Liang-ts'ai 趙良材 and Chao Liang-yü 趙良玉, two cousins of Chao Liang-pi, however, adapted themselves to local Chinese societies in Chao-zhou Tsan-huang 趙州贊皇, their second hometown. Chao Liang-pi, whose father, brother, nephew, and cousin had been killed by Mongolian armies, preferred to become a confucian scholar rather than to become a warrior, and sought to realize the ideas of relief of living people in the lands under heaven 天下生民, in Mongol-China.

はじめに

私はかつて拙稿「趙良弼について（一）」において¹、文永の役に至る過程で元の国信使として対日交渉に従事した女真族趙良弼（1214-1285年または1217-86年²）の一族が、もと東北アジアに居住していた朮要甲氏

1 拙稿「趙良弼について（一）」2000年、『北海史論』20号、所収。

2 趙良弼は、『元朝名臣事略』巻11に拠れば、至元22年（1285年）に72才で亡くなっているのに、金の貞祐2年（1214年）に生まれたことになるが、『元史』巻159および『新元史』巻158では、至元23年に70才で亡くなったと記す。後者とする。

出身で、金末期に対モンゴル戦において一族の多くが戦死した次第を明らかにし、その後「趙良弼と元初の時代」において³、そうした家系を背負った趙良弼がモンゴル帝国～元初の時代において、漢人士人とともに天下「生民」のため、モンゴル政権支配下の河北社会の安定に積極的に関与していった次第を明らかにした。小稿は時代を少し遡らせて、女真族朮要甲氏出身の趙良弼一族が、金朝の河北制圧とともに河北に移住・屯田する過程で、どのような形で漢化（中国化）して行ったのか、その次第を明らかにしようとするものである。

金朝を建てた女真族をはじめ東北アジアの少数民族の漢化（中国化）については、従来「征服王朝」論等においてある程度語られてきたことであるが、多くは、少数の武力において卓越した少数民族が、圧倒的多数の、文化程度が相対的に高い漢人（中国人）社会にとけ込み武力の優越性が骨抜きとなって、漢人（中国人）社会の中に吸収されてゆく、あるいはその社会から撤退して行くというものであった。たとえば女真族の漢化（中国化）についても、漢化の結果起こる女真族の没落をふせぐために、金朝支配者がどのように女真文字などの女真文化を保存し、女真の固有な文化をどのように再普及させる努力をしたか等に視点が置かれてきた⁴。そういう視点だけではなく女真族が中国文化の上に残した社会・文化的な影響を指摘するJing-shen Tao 氏のような見解もあるが⁵、その場合でも金朝時代の文学・政治制度の一般的な後世への影響の指摘に止まり、具体的にどのような形で少数民族女真族が漢人社会にとけ込んでいったのか、あるいは彼らが漢人社会の発展・安定等について果たした役割はなかったのか等、漢化（中国化）を積極的に評価しようとする見解は、管見の限りでは殆どないように思われる。

このような意味で、小稿の中心テーマは、女真族の趙良弼の一族が具体的にどのような形で漢化（中国化）して行ったのか、かれらの漢化（中国化）が漢人社会に対して果たした積極的な功績はなかったのか、ということなのである。

1 金末期の趙良弼一族

かつて私が「趙良弼について（一）」において諸氏の研究によりつつ検討したところによると⁶、趙良弼の先祖は、ロシア沿海州西南部にある、綏芬河流域のニコリスク Nikolisk に比定される恤品路に居住した、女真族朮要甲氏に属し、曾祖父の頃、金の天会9年（1131年）～天眷末年（1140年）か、皇統（1141-49年）初年において、女真族の軍事・社会組織たるミンガン・ムケ（猛安謀克）戸の河北大移動が行われた際に、趙州贊皇県に屯田入植したものである。

曾祖父は金の鎮国大將軍の（趙）祚で、氏族名「朮要甲」を当地の漢人が「趙家」と誤って発音したことから、漢（中国）姓の「趙」の姓に改めたとされている。なお、このことと若干関連することであるが、西方の陰山山脈から雲中方面に居住していた、トルコ系あるいはモンゴル系等と言われるオングト族の按竺邇の一族も、外祖父が朮要甲氏出身であったので、「趙」姓に改めている⁷。いずれにせよ、河北を制圧した女真の諸氏族では、12C後半から13C初めにかけて、女真族の漢文化への傾斜とその一例である漢姓への改

生没年は、1217-86年ということになる。

3 拙稿「趙良弼と元初の時代」2011年、『アジア史学論集』4号、所収。

4 三上次男氏のすぐれた論考「金代中期における女真文化の作興運動」（1938年、『金代政治・社会の研究』（1973年、中央公論美術出版社）に改訂所収、233-267頁）がその代表である。

5 Jing-shen Tao, *The Jurchen in Twelfth-century China – A Study of Sinicization* –, 1976, University of Washington Press, pp. 115-117.

6 拙稿「趙良弼について（一）」、69-77頁を参照。

7 拙稿「趙良弼について（一）」、79-80頁。

姓が多く行われ、そうした風潮に対する禁令も出されたのではあるが、これらは女真族の漢化が時代の風潮として否応なく進んでいたことを示す好例であったと言えよう⁸。

趙良弼の祖父についてはその名も出ず不明なのであるが、父は名が趙愨で諡は忠愨、金朝より「威勝軍節度使・兼義沃州管内觀察使・右監軍・行元帥府事」を追贈された人物で、モンゴル軍と趙州高邑県で戦い、捕虜となり屈せず殺害された。

父趙愨の長子、すなわち趙良弼にとって兄に当たる人物がいて、その名は趙良貴、嵩汝招討使であった。また良貴には子がいて、名は趙讜で許州兵官であった。両者いずれもが対モンゴル戦で戦死した。

また趙良弼の父趙愨には、弟が2人いて、その名は下に紹介する「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」に記された、趙州贊皇県丞の趙恕と、趙州寧晋県在住の趙愿がそれであった。そしてその他、同「碑銘」によれば、趙恕の子すなわち趙良弼にとっては従兄弟に当たる趙良材と趙良玉の兄弟がいて、兄良材の方は対モンゴル戦でやはり戦死するのである。

以上が、趙良弼一族の簡略なスケッチであるが、こうした対モンゴル戦で戦死者を多く身内から出した趙良弼ではあったが、他ならぬモンゴル族の諸王の一人クビライに潜邸時代から仕え、天下安定のため力を尽くして頭角を現し、至元7年（1270年）に国信使として日本遣使を命ぜられた。そしてその際、彼が世祖クビライに対して請うたことは、これら戦死した父兄等4人のための、翰林学士王磐による「趙氏家廟碑」の撰碑であった⁹。

小稿では以下でまず、「趙氏家廟碑」立碑の6年前の至元元年に、趙良弼が許可を得て（後段の「碑銘」の末尾に記されているように「旨を請い」）、戦死した一族のため、その中でも特に従兄弟の趙良材・良玉のため建てた「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」から見てゆく。

2 趙良弼一族に関する未紹介の碑文

女真族趙良弼の一族の漢化の次第をある程度明らかにする史料として、清・光緒2年刊本『贊皇県志』巻25に収録された、王恂撰「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」があり、最近私はその存在を知った。この碑銘は、趙良弼の従兄弟である趙良材・良玉を顕彰するための碑銘で、当時の肩書きが「陝西四川宣撫使」であった趙良弼が二人のため、後の太史王文肅公恂に作成を依頼し、至元元年（1264年）に趙州贊皇県に立碑したものであった。そしてこの碑銘中には、趙良材・良玉兄弟の事跡だけではなく、従来不明な点が多かった金末期の趙良弼の一族の様子に関しても若干詳しい情報が記されている。

同碑銘の全文は以下のとおりであるが、行論の都合上、同「碑銘」全体を5段落に分けてある。

鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘 王恂

金、禎祐に南遷してより、河朔は国家の所有にあらず。しかれども忠義の士、節に仗りて事に死するものは、時になお上達す。生きては好爵に縻ぎ、歿しては褒贈を見わす。威勝軍節使の忠愨公の如き、すなわちその人なり。公、亡して三十八年。その夫人の蒲察氏は寿をもって終う。子の良弼、秦蜀に宣撫たるに、哀毀すること制を過ぎ、まさに忠愨の魂を招き、京兆咸寧夏侯村に合葬す。平章政事の宋公周臣、神道碑を作り、左部侍郎の王公予勉、その妣の墓誌銘を作る。終を慎しみ遠きを追い、孝心至れり。威勝府君の、力を国朝に宣べ績用章章たるゆえんのものに、また二子の協賛の力あるを重念し、また中書省都事の劉公文季に請いて、贊皇の丞、恕の墓表、寧晋の愿の墓碣を為らしむは、これそもそももって嘉すべきな

8 こうした風潮については、拙稿「趙良弼について（一）」80-91頁を参照されたい。

9 同上、68-69頁参照。

り。またその兄の良貴と子の謙と、共に社稷に死に、恕の子の良材・良玉、忠貞孝養にして、赫然として声あるを念い、予に囑して各々その碑を文せしむ。予、不才にして忝くも史館に長たらしめられれば、これ固より楽聞するところのものにして、因りて忠節をもって良貴の父子を名づけ、しこうして忠孝をもって良材の昆仲を名づくる、と云う。

良材、小字は哲混木、定遠大將軍贊皇県丞の恕の子なり。承安五年に生まれ、性は英邁豪俠にして、小節に拘らず。驚勇にして射を善くし、もっとも歩射に長ず。甫め冠するに任子をもって河北総帥府の辟するところとなり、百夫長となる。時に兵を用い初め戦うに、便ち行陣に老なる者の如きは、金鼓の声を聞かば喜び色に見わす。総帥の完顔公、しばしば衆に呼ばわりて曰く、「戦いにこの児あらば、何ぞ□□を憂えん」と。これより勅敵に遇わば、則ち必ず命じてこれを禦せしめ、敵、或いは要地に拠らば、また命じてこれを奪わしむ。往かば輒ち意の如く戦い、罷めて甲を解かば循循として書生のごとし。人、益々ここをもってこれを器とす。正大甲申、中軍副統に署せられ、踰年、都統に升り、佩くに銀符をもってす。丙戌、北軍、大いに至り、忠憫、もって戦歿す。沿山城砦に、または志を同じうする無し。一日、贊皇君、二子を呼び、論するに達変の事をもってす。良材、率爾に対えて曰く、「人の禄を食み、人の事に勉めるは、分なり。況んや兄は身ら符印を佩けば、ただ死をもって国に報ずることあるのみ」と。弟の良玉を勉まし、善く尊親に事えしめ、即ち間かに平定州に詣る。時に総帥の完顔公、方に太原を攻取することを議したれば、良材を得て喜ぶこと甚だし。是日、前軍提控に署せらる。薄暮に先発し、夜半、命を被り軍柵を樹つ、実に丁亥の四月晦日なり。朔日、城下に抵る。これより先、城中に董都統なる者あり、内応をなすことを約す。夜、脩き綆十余を懸け、良材手づからその一を挽き先登す。衆これに従い、遂に関を斬りて入る。功を論じて上賞を受くも、良材、悉く同行する者に散ぜり。帥府、制を承け、鎮国同知忻州事・忠勇軍提控を受けしむ。ついで帥府、密旨を受け、東のかた太行に入り、元帥の封に留めしむ。居りて封を守るに、忠勇一軍を請う。後、遂に良材を太原四面督提控・兼河東元帥府鎮撫軍民都彈压に署す。いまだ幾もせず、北軍、城に薄れり。良材、白封して、攻具、未だ立たざるに及びて、突圍して出でて援を求めんことを請う。すなわち十有九人を募りともに偕にす。この夜、潜かに北門を出で、且つ戦い且つ行く。日まさに夕ならんとするに、孟県に抵り、兵を総帥公に乞う。公、別旨あるをもって、まさにこれを留めんと欲す。良材曰く、「太原、事急にして、救兵を引領せんとするに、今もし返さざれば、衆まさに解体せんとす」と。□□、□日をもって期と為す。□□□□□□然、嘆じて曰く、「義なるかな、壮士」と。益すに騎兵二千をもってす。遂に還るに殊死して戦い、方に城に入るを得たるに、創つく者、十に八九□。北兵、日々盛にして、昼夜更番して城を撃つ。東墻の低く且つ水無きところ、攻めを受くること尤も急なり。封帥、良材を選びこれを主らしむ。良材、衆を給くに救兵必ず来るをもってし、撫諭切至たり。人、みな奮躍し、勇氣百倍す。既にして良材、その下に謂いて曰く、「士卒、城下に戦い、しかるに我は城陣に在るは、疑くは自便する者の若し」と。すなわち出でて陣を列し、殊に士卒と等しくす。翌日の晡、城の衆、忽然として譁し。女城を望むにすでに敵人の幟を立てり。良材、頓足して曰く、「我、固より封帥の能く為すこと無きを知りたるに、果して城を失えり」と。顧みて親しくするところに謂いて曰く、「吾が志は已に決せり、能く自便する者あらば、吾が親、吾が帥に語りて、この心を諒せしめよ」と。言訖りて、短兵を執りて、戦い愈々力む。腹背に敵を受け、飛矢、身に遍くして斃る。時に年二十有八なり。その原従五人、趙二・屋啓□・李僧兒と曰うは、みな中りて傷死せり。李寔・劉福と曰うは、遇々知るところ北軍に在り、营救され免ることを得。二人の者は贊皇の農家の子にして、後、俱に還る。郷人の話、良材に及ぶに到るごとに、親を辞して府に赴き、夜半、看山寨を破り、綆を挽きてもって城に登り、突圍して救を求むと、その□□の誠とに至り、必ず慷慨して涕を揮ひ、努目叫呼せり。坐する者は衣を奮わし起立し、泣下り襟を沾らす者あるに至る。天、その或いはこの二人の者に借り、もってその行実を見わすならん。

良玉、小字は阿海、泰和五年に生まる。性は純質にして、言笑、寡なし。早く恃むところを失い、継母に事えて尤も謹なり。児時より成立に訖ぶまで、その二親におけるや、緇芥も意に忤らう事なし。良材、親を辞し総帥府に赴くに方り、留まりてもって親を養う。兵饑、荐りに臻り、所在に食し艱し。良玉、その妻の唐括氏と、菓菜を≡し魚蝦を捕り、もってこれに給す。手胼膚裂なるも、憚如たり。後、正定（県）やや秋有るを聞き、険を冒し米を負い、未だ嘗て食を闕かず。間々、その余をもって酒に易え、もってその心に適えり。夫婦はただ橡の実、野菜を食するのみなること、贊皇君、知らざるなり。里閭、その行いを高とし、孝二哥と呼べり。これに由りて名聞四遠し、人の数百里より来り識面する者あり。その孝感かく

の如し。いくばくも無く沿山大疫し、不幸にして卒す。時に年、三十有三なり。易簣の際、その弟の良弼の手を執りて曰く、「我が志を成さず、養に違えて先に帰すことを恨む」と。吊する者、皆、これを哭して慟けり。戴白の老、至り、柩を撫して哀号して曰く、「皇天、いかんぞこの人をして寿からざらしむや」と。実に丁酉の九月十三日なり。

槐陽の士人、盧衡、昔、嘗て宣撫公に従いて遊び、歳丁未に、居を賛皇に徙せり。耆旧と歳時に宴集し、語、良材・良玉忠孝之□□に及べば、撃節し三嘆す。因りて劉福・李寔の言、と郷社の記録するところのものを採り、行状と為しもって宣撫に遺れり。宣撫、もって予に囑す。予、遐く高風を想い、公と時を同じうすることを得ざるを恨む。すなわち退き、これに銘す。銘に曰く、「忠憫の弟、昔、□□を承け、二子の操守、常に異なるものを生有せり。仲は武をもって奮い、晋陽を襲取す。綆を挽きて陣に登り、空拳して独張す。突圍して援を求め、久要、忘れず。血戦してこれに死し、死して亡びず。季なるや親に事え、志養に違わず。他の甌に塵を生ずも、吾の盃に釀あり。草食して自ら甘とし、辛苦万状たり。声は四方に聞こえ、人知りて慕向す。忠と曰い孝と曰う、言う者、不妄。我この碑に銘し、未だ敢えて多く譲らず。

至元元年、歳、甲子に在りて旨を請い、弟の陝西四川宣撫使の良弼、立つ。

（鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘 王恂

金自楨祐南遷、河朔非国家所有。然忠義之士、仗節死事者、時猶上達焉。生縻好爵、歿見褒贈。如威勝軍節使忠憫公、即其人也。公亡三十八年、其夫人蒲察氏以寿終。子良弼宣撫秦蜀、哀毀過制、將忠憫之魂、合葬于京兆咸寧夏侯村。平章政事宋公周臣、作神道碑、左部侍郎王公予勉、作其妣墓誌銘。慎終追遠、孝心至矣。重念威勝府君所以宣力国朝績用章章者、亦有二子協贊之力、復請中書省都事劉公文季、為賛皇丞恕之墓表、寧晋愿之墓碣、斯抑可以嘉矣。又念其兄良貴与子謙同死社稷、恕之子良材・良玉、忠貞孝養、赫然有声。囑予各文其碑。予不才忝長史館、茲固所樂聞者、因以忠節名良貴之父子、而以忠孝名良材之昆仲云。

良材、小字哲混木、定遠大將軍賛皇県丞恕之子也。生承安五年、性英邁豪俠、不拘小節。驚勇善射、尤長於步射。甫冠以任子為河北総帥府所辟、為百夫長。時用兵初戰、便如老於行陣者、聞金鼓声喜見於色。総帥完顔公屢呼于衆曰、戰有此兄、何憂□□。自是遇勦敵、則必命禦之、敵或扼要地、亦命奪之。往輒如意戰、罷解甲循循若書生。人益以此器之。正大甲申、署中軍副統、踰年升都統、佩以銀符。丙戌北軍大至、忠憫以戰歿。沿山城砦、無復同志。一日賛皇君呼二子、諭以達變之事。良材率爾對曰、食人之祿、勉人之事、分也。況兒身佩符印、惟有以死報国耳。勉弟良玉、善事尊親、即間詣平定州。時総帥完顔公、方議攻取太原、得良材喜甚。是日署前軍提控。薄暮先發、夜半被命樹軍柵、美丁亥四月晦日也。朔日抵城下。先是城中有董都統者、約為内応。夜懸脩綆十余、良材手挽其一先登。衆從之、遂斬関而入。論功受上賞、良材悉散同行者。帥府承制、受鎮国同知忻州事・忠勇軍提控。尋帥府受密旨、東入太行、留元帥封居守封、請忠勇一軍。後遂署良材太原四面督提控兼河東元帥府鎮撫軍民都彈压。未幾北軍薄城。良材白封及攻具未立、請突圍出求援。乃募十有九人与偕。是夜潜出北門、且戰且行。日將夕、抵孟県、乞兵於総帥公。公以有別旨、且欲留之。良材曰、太原事急、引領救兵、今若不返、衆將解体。□□以□日為期。□□□□□然嘆曰、義哉壯士。益以騎兵二千。遂還殊死戰、方得入城、創者十八九□。北兵日盛、晝夜更番擊、城東牆低且無水、受攻尤急。封帥選良材主之。良材給衆以救兵必來、撫諭切至、人皆奮躍、勇氣百倍。既而良材謂其下曰、士卒戰城下、而我在城陴、疑若自便者。乃出列陣、殊与士卒等。翌日晡、城衆忽然譁。望之女城已立敵人之幟。良材頓足曰、我固知封帥無能為、果失城矣。顧謂所親曰、吾志已決、有能自便者、語吾親吾帥、使諒此心。言訖、執短兵、戰愈力。腹背受敵、飛矢遍身而斃。時年二十有八。其原從五人、曰趙二屋啓□李僧兒、皆中傷死。曰李寔・劉福、遇所知在北軍、營救得免。二人者、賛皇農家子、後俱還。每到鄉人話及良材、至辭親赴府、夜半破看山寨、挽綆以登城、突圍而求救、与其□□之誠、必慷慨揮涕、努日叫呼。坐者奮衣起立、至有泣下沾襟者。天其或者借此二人者、以見其行實焉。

良玉、小字阿海、生泰和五年。性純質寡言笑。早失所恃、事繼母尤謹。自兒時訖成立、其於二親、無纖芥忤意事。方良材辭親赴総帥府、留以養親。兵饑荐臻、所在艱食。良玉与其妻唐括氏、■菓菜捕魚蝦、以給之。手胼膚裂、懌如也。後聞正定稍有秋、冒險負米、未嘗闕食。間以其余易酒、以適其心。夫婦但食橡実野菜而已、賛皇君弗知也。里閭高其行、呼孝二哥。由是名聞四遠、人有自數百里來識面者。其孝感如此。無何沿山大疫、不幸卒。時年三十有三。易簣之際、執其弟良弼手曰、恨不成我志、違養先歸。吊者皆哭之慟。戴白之老至、撫柩哀号曰、皇天奈何使斯人不寿乎。美丁酉九月十三日也。

槐陽士人盧衡，昔嘗從宣撫公遊，歲丁未徙居贊皇。与耆旧歲時宴集，語及良材・良玉忠孝之□□，擊節三嘆。因採劉福・李寔之言，与郷社所記録者，為行狀以遺宣撫。宣撫以囑予。予遐想高風，恨不得与公同時乃退而銘之。銘曰，忠憫之弟，昔承□□，生有二子，操守異常。仲以武奮，襲取晋陽，挽綆登陴，空拳独張，突圍求援，久要不忘，血戰死之，死而不亡。季也事親，不違志養。他甌生塵，吾盃有釀。草食自甘，辛苦万狀。声聞四方，人知慕向。曰忠曰孝，言者不妄。我銘斯碑，未敢多讓。

至元元年歲在甲子請旨，弟陝西四川宣撫使良弼立。）

以上が，王恂撰「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」の全文である。

3 王恂撰「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」から判明する趙良弼一族の事跡

(1) 趙良弼の父母の事など

王恂撰「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」の第1段落を見ると，そこには後の太史文肅公王恂が同碑銘を撰することになった経緯が記されている。

（威勝軍節使の忠憫）公，亡して三十八年。その夫人の蒲察氏は寿をもって終う。子の良弼，秦蜀に宣撫たるに，哀毀すること制を過ぎ，まさに忠憫の魂を招き，京兆咸寧夏侯村に合葬す。平章政事の宋公周臣，神道碑を作り，左部侍郎の王公予勉，その妣の墓誌銘を作る。終を慎しみ遠きを追い，孝心至れり。威勝府君の，力を国朝に宣べ績用章章たるゆえんのものに，また二子の協賛の力あるを重念し，また中書省都事の劉公文季に請いて，贊皇の丞，恕の墓表，寧晋の愿の墓碣を為らしむは，これそもそももって嘉すべきなり。またその兄の良貴，子の讜と同一に社稷に死に，恕の子の良材・良玉，忠貞孝養にして，赫然として声あるを念い，予に囑して各々その碑を文せしむ。

これによると，立碑の年である至元元年（1264年）は，趙良弼の父で威勝軍節度使の趙忠憫（趙愨）が亡くなってから38年経過した年であったこと，その夫人で良弼の母であった人物は「蒲察氏」であって至元元年頃に亡くなったようで，その際，母蒲察氏と父趙忠憫（趙愨）を京兆咸寧（県）夏侯村に合葬したこと，また平章政事宋周臣に父の神道碑を，左部侍郎王予勉に母の墓誌銘を作ることを依頼したこと，また中書省都事の劉文季に，父の兄弟である贊皇県丞趙恕および（趙州）寧晋県在の趙愿のため，墓表および墓碣の作成を依頼したこと，そして趙良弼の兄（で嵩汝招討使の）趙良貴とその子の（許州兵官の）趙讜のため，さらに趙恕の子で良弼の従兄弟の良材と良玉のため，王珣に依頼して「碑銘」を作らせたこと等が分かる。

これらから，先に述べた至元7年（1270年）にクビライに請うた父兄等4人のための「趙氏家廟碑」の立碑以前に，趙良弼がすでに上の神道碑等6碑を一族のため，京兆府咸寧県夏侯村および趙州贊皇県の2ヵ所に建てていたことが分かる。それとともに，この王恂撰「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」がこうした6碑の中の一つとして存在するもので，良弼がわざわざ従兄弟の趙良材と良玉のため作った「碑銘」であったことが分かるのであるが，ここに，女真族趙良弼の一族に対する強いこだわり，あるいは対モンゴル戦で命を落とした一族への強い哀惜の気持ちが表れており，後の至元7年にわざわざ，「趙氏家廟碑」の立碑を他ならぬモンゴル君主クビライに上請した経緯にも頷けるものが出てくるのである。

第1段落から判明することの中で，趙良弼の父で威勝軍節度使の趙忠憫（趙愨）が，碑銘作成の至元元年（1264年）に，既に死亡して38年を経過していたことについては，次の第2段落を見ると，「丙戌，北軍，大いに至り，忠憫，もって戦歿す」とあり，これらから趙忠憫（趙愨）の死が，金の哀宗の正大3年（丙戌歳，1226年）のことであったことが判明する。『新元史』巻158・趙良弼伝では，趙忠憫（趙愨）の死の模様を，

父の愨は金の威勝軍節度使・兼義沃州管内觀察使・右監軍・行元帥府事なり。大兵と高邑に戦い、禽せられ、屈せずして死す。（父愨，金威勝軍節度使・兼義沃州管内觀察使・右監軍・行元帥府事。与大兵戰於高邑，被禽，不屈死。）

と記すが，この趙愨の趙州高邑県における被虜と死亡は，正大3年（丙戌歳，1226年）のことだったわけである。

当時，趙州がいったんモンゴル軍に降ったのは庚辰の歳（1220年）のことで，モンゴルのムカリの軍にいったんは降ったが¹⁰，殆ど同じ頃モンゴル側に降伏した金の真定府主武仙が，乙酉歳（1225年）に再び反したことで趙州は武仙側に付き，再度，モンゴル側の漢人世侯史天沢の軍により，同年の春から夏にかけて趙州管下の賛皇県一円は制圧されるのであるが，その後しばらくは武仙軍が真定の諸柵に残り，モンゴル軍はこの地方を完全には制圧出来なかったようである¹¹。こうした状況下で，趙良弼の父で，「威勝軍節度使・兼義沃州管内觀察使・右監軍・行元帥府事」を追贈された趙愨（趙忠憫）は，おそらく「義沃州（＝趙州）管内觀察使」として対モンゴル戦のための義軍を率い趙州付近に居て，結局「大兵（＝モンゴル軍）」と戦い降伏せず殺害されたものと見られる¹²。

ついで「碑銘」の第1段落から判明する重要な点は，趙愨（趙忠憫）夫人で趙良弼の母であった人物が，女真族の「蒲察（フチャ）氏」出身だったことである。趙愨（趙忠憫）自身の出自は，先述したように，ロシア沿海州西南部の恤品路に居住していた女真族朮要甲氏であったのであるが，一方，女真族の蒲察氏は，朮要甲氏と同じ女真族黒号の姓に属したもので，その中でもきわめて有力な氏族であったことが分かっている¹³。金の草創期に反乱を起こした烏古論氏の留可が述べた言葉として，次のような件がある¹⁴。

徒単部の党，十四部を一となし，烏古論部の党，十四部を一となし，蒲察部の党，七部を一となし，凡そ三十五部。完顔部は十二のみ。三十五部をもって十二部と戦うは，三人，一人と戦うなり。勝こと必なり。（徒単部之党十四部為一，烏古論部之党十四部為一，蒲察部之党七部為一，凡三十五部。完顔部十二而已。以三十五部戦十二部，三人戦一人也。勝之必矣。）

これにより，蒲察部が金草創期の4大支族の一つだったことが分かるのであるが，その他の事例として，金朝の睿宗の欽慈皇后，および章宗の欽懷皇后は，いずれもが蒲察氏出身であり¹⁵，第3代熙宗の生母が蒲察夫人であった事例もある。また趙良弼一族が居住した趙州賛皇県近くの真定府に居住した蒲察氏出身者として，蒲察元衡などの例もある¹⁶。すでに三上次男氏が指摘されたように¹⁷，蒲察氏の一部は金の宗室完顔

10 『元朝名臣事略』巻1・太師魯国忠武王（木華黎）条に「庚辰，由中都徇趙，至満城。金真定府主武仙挙城降」とあることによる。

11 『元朝名臣事略』巻7・丞相史忠武王（史天沢）条の「乙酉春」以降の記事を参照。

12 「義軍」については不明な点が多いが，とりあえず拙稿「趙良弼について（一）」84-85頁，および注27を参照。

13 三上次男「遼末における金室完顔家の通婚形態」（初出『東洋学報』27-4，1940年），改訂補筆・同題（三上次男『金史研究3，金代政治・社会の研究』（中央公論美術出版，1973年），68-74頁参照。

14 三上次男「遼末における金室完顔家の通婚形態」，68-70頁，王可賓『女真国俗』（吉林大学出版社，1988年）88-91頁。松浦茂「金代女真氏族の構成について—『金史』百官志にみえる封号の規定をめぐって—」（『東洋史研究』36-4，1988年），31-32頁参照。

15 王可賓『女真国俗』，88-91頁。『金史』巻64・后妃・下を参照。

16 『遺山先生文集』巻20，資善大夫集慶軍節度使蒲察公神道碑銘并引，陳述『金史拾補五種』（1960年，科学出版社）126頁を参照。

17 三上次男「遼末における金室完顔家の通婚形態」，68-74頁参照。

氏と婚姻関係を結んだ有力氏族であり、趙良弼の父の趙忠憫（趙愨）は、言わばこうした‘名家’と婚姻関係を結んだということになろう。

このことと関連して注意すべきは、「碑銘」の第3段落に記されているように、趙良弼の従兄弟の趙良玉の妻が唐括氏であったことである。良玉の兄の趙良材は未婚で戦死したと見られ何とも言えないが、弟の良玉は第二の故郷である賛皇県で父母に孝をつくし33歳で病没した人物で、その妻が女真族の唐括氏であったことは、上の趙忠憫（趙愨）の妻で趙良弼の母であった人物が蒲察氏であったこととともに注意すべきである。彼ら一族は趙姓に改姓するなど、一定の漢化（中国化）を果たしていたとは言え、趙良弼の従兄弟の世代まで（趙良弼の妻について女真族か漢人かは不明であるが）、通婚は女真族内部で行っていたことが判明するからである¹⁸。なお、趙良玉の妻の出自した唐括氏は、朮要甲氏・蒲察氏と同じく女真族黒号の姓に属した氏族で、三上次男氏によると、帥水（率水）の唐括氏族は金の建国前～中期に金の宗室と通婚関係を持っていたが、金建国後はその通婚関係は徒単氏・蒲察氏ほど頻繁ではなかった¹⁹。趙良玉の妻であった唐括氏がいかなる家系に属する唐括氏であったかは不明ではあるが、後に述べるように彼らが女真族風の小字（幼名）を持っていた事実と考えあわせると、趙良弼が属した女真族の趙氏一族は、漢人の姓を採用するなど一定の漢化を果たす一方で、女真族固有の基本的な風習は別途保持していて、こうしたことが彼ら自身の民族的アイデンティティーを確認するものとして存在していたのではないと思われる。

また碑銘の第1段落から分かることとして、趙良弼の母蒲察（フチャ）氏が、良弼によってこの「碑銘」が建てられた至元元年（1264年）頃に亡くなり、37年前に亡くなった父趙忠憫（趙愨）と共に、「まさに忠憫の魂を招き、京兆咸寧（県）夏侯村に合葬」されたこと、そしてこの両親のため良弼の依頼で「平章政事の宋公周臣、神道碑を作り、左部侍郎の王公予勉、その妣の墓誌銘を作」ったのであるが、その合葬墓が彼らの第二の故郷たる趙州賛皇県ではなく、京兆府咸寧（県）夏侯村に設けられた理由について、ここで一言しておく。

それについてはまず、元の成宗の元貞2年（1296年）に成った駱天驥撰『類編長安志』巻9の「趙氏別墅」についての下の記事が注意されねばならない²⁰。

趙氏別墅。至元甲子、宣撫趙公、樊川の楊万坡において、崗原の爽塏なるに就きて、考と妣を葬る。松楸を樹え、前に先廟を建て、豊碑を豎つ。園亭を修葺し、水を導き園に灌ぎ、もって別墅をなし、因りてここに家す。自ら樊川釣叟と号す。中に適安堂・婦潜洞・趙公泉あり。商左山（＝商挺）、皆、詩を題す。（趙氏別墅。至元甲子、宣撫趙公、於樊川楊万坡、就崗原爽塏、葬考妣。樹松楸、前建先廟、豎豊碑、修葺園亭、導水灌園、以為別墅、因而家焉。自号樊川釣叟。中有適安堂・婦潜洞・趙公泉。商左山（＝商挺）皆題詩。）

この記事によれば、至元甲子（元年、1264年）において、「（陝西四川）宣撫（使）」（本来、京兆府（長安）が治所であった）の趙公すなわち趙良弼が「考と妣」すなわち父母を合葬した場所は、「樊川の楊万坡」の「崗原の爽塏」なる処であったが、この場所は、上掲碑銘の「京兆（府）咸寧（県）夏侯村」と殆ど同一の場所であり、楊万坡村と夏侯村とは西安南部の樊川の地で隣接した村である。そしてこの地に、先廟を建て、「豊碑」すなわち上で触れた、父母のため「平章政事の宋公周臣、神道碑を作り、左部侍郎の王公予勉、その妣

18 Jing-shen Tao, *The Jurchen in Twelfth-century China*, pp. 95-98において、Tao氏は金後期において、女真族と漢人との異種族間結婚がそれ以前の章宗の治世期（1188-1208年）より一般化していたことを指摘している。その見解からすれば趙良弼の一族は、より女真的風習を保持していたと言うことが出来よう。

19 三上次男「遼末における金室完顔家の通婚形態」、59-62頁。

20 駱天驥撰・黄永年点校『類編長安志』（中国古代都城資料選刊、中華書局、1990年）、1、284-5頁参照。

の墓誌銘を作る」ことを趙良弼が行ったわけであるが、『類編長安志』巻9の記事によれば、良弼は同地に「趙氏別墅」と呼ばれた邸宅を設け、「水を導き園に灌ぎ、もって別墅をなし、因りてここに家す。自ら樊川釣叟と号」したのであった。

『類編長安志』はこの別墅の開設を父母合葬と同年の至元甲子（元年）とするが、実はこの地は後に「趙公泉（＝趙良弼）」があった場所として著名となった場所と同一の場所であり、元々中統2年（1261年）11月に諸路の宣撫司が殆ど廃された時、趙良弼が官を辞しこの地に田地を買って設置したものであった²¹。そしてこの別墅は、元中期の文人官僚らによって詩文の題材となり、魏初「趙公泉記」、姚燧「趙樊川集序」、そして胡祇遹「趙公泉」「趙樊川詩」等で謳われ、王惲などはこの別墅について「題趙宣撫樊川山中雜詠」「帰潜洞」「趙樊川」「適安堂」「趙公泉」等の五首の詩を作ったのであった²²。

また、趙良弼自身がこの地で交遊があった全真教道士邢道安のため、3年後の至元4年立冬に撰した「默庵記」において、「先夫人の宅兆の基、家人□養生の具に至りては、公の勸成するもの多し」と記しており、「先夫人」すなわち母の蒲察（フチャ）氏の墓、ひいては父趙愨との合葬墓の選定について、この全真教道士の勸説があったらしいことも分かる²³。

なお『類編長安志』巻9に拠れば、趙良弼の別墅に隣接した樊川・杜曲に、著名なウイグル人宰相廉希憲が、至元元年に「廉相泉園」と呼ばれた別墅を設け、暇日に姚雪斎（枢）・許魯斎（衡）・楊紫陽（奥）らと「樽酒して文を論じ」宴楽したと言う²⁴。また「胡相別墅」と呼ばれた中書丞相胡公なる人物が致仕して杜曲に設けた別墅も存在したと記録されているが²⁵、この胡公がいかなる人物に該当するかは不明である。趙良弼が、泉流を配置した別墅を設け、父母の墓廟を作った、京兆府咸寧県夏侯村あるいは楊万坡村付近の、いわゆる樊川の地が、当時きわめて著名な景勝な地だったことが窺われるのである。

なおここで一言しておかなければならないのは、趙良弼の墓の所在である。明隆慶刻本『趙州志』巻5によれば、

元の太保の趙良弼の墓、賛皇県の西南六十里の王家平に在り、碑誌ありて存す。（元太保趙良弼墓、在賛皇県西南六十里王家平、有碑誌存。）

とあり、趙良弼自身の墓と碑誌は趙州賛皇県の王家平にあったことが分かる。西安南部の樊川にあった別墅および父母の墓との関係等については不明であるが、趙良弼自身の墓は一族の第二の故郷である賛皇県に存したもので（父趙愨が正大3年（丙戌歳、1226年）に戦死した際、賛皇県に墓が設けられた筈なのでそこに葬られたものであろうか）、後に蘇天爵が『元朝名臣事略』巻11・枢密趙文正公条を撰する時に参考とした、趙良弼に関する資料「牧庵姚公（姚燧）撰廟碑」並びに「野斎李公（李謙）撰墓碑」は、この賛皇県に存した墓（廟）に付せられたものであったと思われる。

（2）趙良弼の従兄弟たち—趙良材と趙良玉—

次に、「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」の第2、3段落には、この碑銘の本来の主人公で趙良

21 この事情については、最近の拙稿「趙良弼と元初の時代」、33-37頁を参照。

22 拙稿「趙良弼と元初の時代」、33-37頁を参照。

23 拙稿「趙良弼撰「默庵記」について」（2004年、『史流』41）、62-64頁を参照。

24 前掲『類編長安志』巻9参照。

25 『類編長安志』巻9、「胡相別墅」を参照。

弼の従兄弟であった趙良材・良玉兄弟の事跡が記されている。

趙良材・良玉の兄弟は、先に触れたように、趙良弼の父趙忠憫（趙愨）の弟定遠大將軍・贊皇県丞趙恕の息子だったわけであるが、ここでまず注目すべき記事は、良材・両玉兄弟の小字（幼名）が、それぞれ哲混木と、阿海であった点である。

女真族の風俗について研究した王可賓氏によれば、金朝の女真族の人名は女真族としての本名と漢名とを持ち、しかもそれぞれが一つ以上ある場合があり、また前者は「字」あるいは「小名」「幼名」等として記され、世宗の大定16年（1176年）には、諸王の小字で女真語でないものは女真語のものに改める旨の詔が出て、このことが一般女真人にも影響を与えたと言われている²⁶。また王氏は、女真族の命名法として、山川に因むもの、兄弟の序列や父祖の年齢を数字化したもの、性格の特性等に因むもの、奴婢を多く所有することを望んで奴婢に因んだもの、等10数種の命名法について検討を加えられた²⁷。

この王氏の説を参考にして趙良材・良玉兄弟の女真族としての「小字（幼名）」について検討すると、良材の小字、哲混木は恐らく、女真≡満州語の jakūn-（‘8’の意）を含んだ名称と見られ、家族（あるいは一族）内の子どもとしての排行に因んだ名称と思われる、また良玉の「小字（幼名）」阿海は、同じく aha-i（‘奴僕の（主？）’の意）を音写した名と考えられる²⁸。

このように考えると、趙良弼の曾祖父の時代に朮要甲から「趙」姓に改姓し一定の漢化を果たしたとは言え、その後も、少なくとも良弼と同世代の良材・良玉の頃まで、一族の者に小字（幼名）として女真名を用いる風習が残っており、こうした女真民族の風習がこうした女真族の中間層にも存在していたことが分かる。なお、趙良弼自身がこの「碑銘」の末尾で、「弟の陝西四川宣撫使の良弼、（この碑銘を）立つ」と記し、年長の従兄弟に対して「弟」と名乗ったことからして、朮要甲氏の趙氏一族は一族間に強い連帯性を持っており、その意味では趙良弼の父の趙愨の家でも、同様に趙良弼および兄趙良貴に対して女真族風の「小字（幼名）」を付けていたことは間違いないと思われる。

さて次に、碑銘の第2段落によれば、趙良弼の従兄弟の趙良材は、冠年（1219年）に河北総帥の完顔公（完顔合達と思われる）のもとで百夫長に任ぜられたのを振り出しに、正大甲申（1224年）に中軍副統、翌年に都統となり、丙戌歳（1226年）にはモンゴル軍が来襲し、良材にとっては伯父にあたる趙愨が戦死した事件が転機となり、

丙戌、北軍、大いに至り、忠憫、もって戦歿す。沿山城砦に、または志を同じうする無し。一日、贊皇君、二子を呼び、論するに達変の事をもつてす。良材、率爾に対えて曰く、「人の禄を食み、人の事に勉めるは、分なり。況んや児は身ら符印を佩けば、ただ死をもつて国に報ずることあるのみ」と。弟の良玉を勉まし、善く尊親に事えしめ、即ち間かに平定州に詣る。

とあるように、弟の良玉に尊親などの後事を託して故郷の贊皇県の「沿山城砦」を離れ、太原府東方の平定州（河東北路）に赴いたことが分かる。そして翌丁亥の歳（1227年）4月には太原城を陥落させ、鎮国同知忻州事（忻州は太原北方の州）・忠勇軍提控となりこの官名が碑銘「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」の基になったわけであるが、さらに太原四面督提控・兼河東元帥府鎮撫軍民都彈压となり、同年、太原城の落城とともに戦死したことが分かる。短期ではあったがこの太原城をモンゴル軍から再奪取したことが

26 王可賓『女真国俗』、195頁参照。

27 同上、192-238頁。

28 王可賓『女真国俗』、215-217、227頁を参照。また羽田亨編著『満和辞典』（復刻1974年、学海出版社）、7.239頁。

この人物の最大の功績だったわけであるが、この時の金側による太原府の再奪取については、管見の限りでは諸史料には記述がない²⁹。

「碑銘」の第3段落には、良材から尊親のことを託された弟の趙良玉が、戦乱の中で趙州賛皇県沿山城砦で妻の唐括氏とともに苦勞しながら父と継母に「尊親・孝養」を尽くした次第と、丁酉の歳（1237年）に33才の若さで父趙恕に先立って病死したこと、そしてそれを人々が哀惜した次第等が記されているのである。

ここで趙良弼に視点を移すと、丙戌歳（1226年）、丁亥歳（1227年）と立て続けに趙良弼は、父趙愨と従兄弟の趙良材を失ったわけであるが、その後さらに天興元年（1232年）正月前後には、兄の嵩汝招討使趙良貴とその子で、良弼の甥にあたる許州兵官の趙讜を、対モンゴル戦で失う³⁰。なおこの頃、趙良弼自身は、第二の故郷で、叔父の趙恕や従兄弟の趙良玉がいた趙州賛皇県沿山城砦には居なかった。というのは趙良弼とその母蒲察氏は、天興元年（1232年）に、モンゴル軍に包囲され避難民147万人がいたと言われる金の都城汴京城内に居たことが分かっており、折から防城提控の崔立による叛乱と混乱、翌年のモンゴル軍への降伏という事態の中で、降伏直前の都城から趙良弼母子が苦勞して脱出し、趙州に戻ったという経緯があったからである³¹。『元朝名臣事略』巻11・枢密趙文正公条の「牧庵姚公撰廟碑」には、この間の事情について次のように記している。

その父の元帥右都監，節に死す。諡は忠愍なり。公，官公（官を襲し）職を奉ず。義宗（金の哀宗），帰徳に播れ，上党公の部将，防城提控の崔立，守相を殺し降り，而して自ら王たり，猶お城門に譏し妄りに出入する者は殺さしめ，積骸狼藉す。公（＝趙良弼），母婦人に侍し，その家牒及び（父）忠愍以上の世々遺せし絵を懷き，曰く，是にあらざればもって吾が生族を知るなし，と。儀形を彷彿し，薪丐の人に雜り竊かに出で，將に趙に帰らんとす。河に及べば，已に集り將に北せんとするの民数千あり，惟だ七艘，舟を済すのみ。兵，民の争うことを病み，挺刃乱投し，夫人の首に及ばんとす。公，臂もてこれを受け，幾ど折れんとす。兵，顧見して哀れみ，手ずから援けもって登らしむ。（其父元帥・右都監節死，諡忠愍。公官公（襲官）奉職。義宗播歸徳，上党公部将防城提控崔立，殺守相降，而自王，猶譏城門妄出入者殺，積骸狼藉。公侍母婦人，懷其家牒及び忠愍以上世遺絵，曰，非是無以知吾生族。彷彿儀形，雜薪丐人竊出，將歸趙。及河，已集將北之民数千，惟七艘濟舟。兵病民之爭，挺刃乱投，及夫人首。公臂受之幾折。兵顧見哀，手援以登。）

この記述で注目すべきは、趙良弼は父趙愨（忠愍）の死後、「官公（官を襲し）職を奉ず」とあり、官を襲したらしいこと、そして上で指摘した、趙良弼が第二の故郷である趙州賛皇県には居らず母と共にいったん汴都に移居していたことである。

後者の点については、趙良弼とその母蒲察氏とが何らかの理由で、ある時期に賛皇県から汴都に転居したわけであるが、この趙良弼母子の汴京転居の時期を決定することは難しい。恐らく「威勝軍節度使・兼義沃州（＝趙州）管内觀察使・右監軍・行元帥府事」を追贈された父趙愨が、「義軍」を率い沃州（＝趙州）の賛皇県において弟の県丞趙恕とともに沿山城砦に居た後モンゴル軍と戦い趙州高邑県で戦死した丙戌歳（1226年）直後のことか³²、兄趙良貴・趙讜親子の死の天興元年（1232年）正月前後のことではないかと推定される。

29 拙稿「趙良弼について（一）」85-87頁において、趙愨の死の時期を金の興定3年（1219年）から翌年にかけてと推定したが、この推定自体は誤りで、小稿によって丙戌歳（1226年）すなわち金の正大3年に改めるべきである。

30 拙稿「趙良弼について（一）」、88-89頁参照。

31 同上、91-93頁参照。

32 同上、83-85頁。

また上の史料で「官公（官を襲し）職を奉ず」とある点については、兄親子の死の天興元年（1232年）正月後直ちに、金最末期に短期ではあったが金朝の「官公（官を襲し）職を奉ず」ということがあったのではないと思われる。なお趙良弼はその後、趙州賛皇県に戻り、『元朝名臣事略』所収「野齋李公撰墓碑」に「奉事の外、日々名儒に従いて文芸を講論し、尤も意を司馬氏の通鑑に致す。歴代の典章、兵馬の彊弱、地理の阨塞、国家の興衰治乱に関わるもの有らば、記憶せざるは無し」とあるように、漢人の学問である儒学の中の実践的な面に力を入れ、その後、金滅亡（1234年）の後4年目にモンゴル政権によって行われた、いわゆる戊戌（1238年）の選試に及第して、趙州の州学において教授した³³。時あたかもその前年（1237年）には、先に述べたように、従兄弟の趙良玉が趙州賛皇県において両親に孝をつくした末病没した時期のことであった。

以上のように見てくると、女真族朮要甲氏出身の趙良弼の一家と、従兄弟の趙良材・良玉の一家とは、同じ一族でありながら金末期において、中国の華北においてその生き方がかなり違った方向性をとったことが分かる。

4 趙良弼一族の事跡から見た女真族の漢化（中国化）への2つの道

私は前章の末尾で、「女真族朮要甲氏出身の趙良弼の一家と、従兄弟の趙良材・良玉の一家とは、同じ一族でありながら金末期において、中国の華北においてその生き方がかなり違った方向性をとったことが分かる」と述べたが、この点についてやや詳しく見てゆく。

「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」の第2段落の末尾を見ると、次のような文言が記されている。

（趙良材）腹背に敵を受け、飛矢、身に遍くして斃る。時に年二十有八なり。その原従五人、趙二・屋啓□・李僧兒と曰うは、みな中りて傷死せり。李寔・劉福と曰うは、遇々知るところ北軍に在り、營救され免ることを得。二人の者は賛皇の農家の子にして、後、俱に還る。郷人の話、良材に及ぶに到るごとに、親を辞して府に赴き、夜半、看山寨を破り、綆を挽きてもって城に登り、突圍して救を求むと、その□□の誠とに至り、必ず慷慨して涕を揮ひ、努目叫呼せり。坐する者は衣を奮わし起立し、泣下り襟を沾らす者あるに至る。天、その或いはこの二人の者に借り、もってその行実を見わすならん。

これを見ると、趙良材に従っていた賛皇県出身者5人のうち、趙二など3人は傷死し、賛皇県の農家出の李寔・劉福の2人は「北軍」すなわちモンゴル側の軍中に知り合いがおり放免されたとのことであるが、この2人の人物が、郷人の話が良材のことに及ぶごとにその勇猛さや「□□の誠」に触れ、「必ず慷慨して涕を揮ひ、努目叫呼せり」した結果、郷人の「坐する者は衣を奮わし起立し、泣下り襟を沾らす者あるに至」という次第が分かる。

三上次男氏によれば、河北に移住した猛安謀克戸は州県から独立して、「寨」または「村」を形成し「寨使」がその行政を司ったとのことであるが³⁴、上の記事を見る限り、少なくとも金末期には一般漢人等の住む（州）県と女真人との間にそれほど区別するものはなかったようである。事実、この碑銘の第2段落の最初をみると趙良材の父趙恕は「定遠大將軍・賛皇県丞」であって「寨使」とは違っており、趙良材に付き従った「原従五人」も殆どが賛皇県人であったようである。このように見てみると、金末期には一般漢人と女真人とが殆ど区別なく混在していた場合も少なからずあったのではないと思われる。なお碑銘の第2段落を見ると、

33 この間の経緯については、とりあえず拙稿「趙良弼と元初の時代」、28-29頁を参照されたい。

34 三上次男『金代女真の研究』（1937年、座右宝刊行会）、377-381頁参照。

趙良弼の父趙忠憫（趙愨）や趙恕が居たのは「沿山（この「山」とは近辺にあった賛皇山と思われる³⁵）城砦」とあるが、この沿山城砦は彼らがモンゴル軍の攻撃に対して立てこもった場所と見られる。

また上の記事で注目すべきは、趙良材の戦死に対して賛皇県の郷人たちが、「坐する者は衣を奮わし起立し、泣下り襟を沾らす者あるに至」った点である。これを見ると漢人が殆どであった郷人社会においても、女真族出身の趙良材が対モンゴル戦で戦死したことががきわめて親近の者の悲劇として認識されており、ここから彼ら女真人たちが中国社会に一定の同化を果たしていたことが分かる。このことは碑銘の第3段落に記された、次のような、良材の弟趙良玉の「尊親・孝養」に対する郷人等の好評判、およびその死に対する哀惜の念等からも推定出来る。

里閭、その行いを高とし、孝二哥と呼べり。これに由りて名聞四遠し、人の数百里より来り識面する者あり。その孝感かくの如し。いくばくも無く沿山大疫し、不幸にして卒す。時に年、三十有三なり。易簣の際、その弟の良弼の手を執りて曰く、「我が志を成さず、養に違えて先に帰すことを恨む」と。吊する者、皆、これを哭して働けり。戴白の老、至り、柩を撫して哀号して曰く、「皇天、いかんぞこの人をして寿からざらしむや」と。実に丁酉の九月十三日なり。

こうした形で、一方では女真族固有の小字（幼名）を残し、婚姻の相手として女真氏族から妻を迎えることをしつつ、他方では時とともに漢地の地域社会にとけ込んでいったのが、女真人の趙恕・趙良材・趙良玉の一家で、このような形で彼らは漢化（中国化）していったものと見られる。

これに対して趙良弼の一家はどうであったかであるが、同じ一族ながら趙愨（忠憫）の一家は趙良弼の代に大きく変化したと言える。父趙愨（忠憫）および兄趙良貴とその子趙讜が対モンゴル戦で戦死した趙良弼の一家は、丙戌歳（1226年）から天興元年（1232年）初めにかけての時期に、叔父の趙恕一家と別れ風雲急を告げる金都汴京にいったん転居した後、天興2年（1233年）1月の防城提控崔立の叛乱時に、趙良弼と母蒲察氏は混乱した汴京城内から第二の故郷の趙州へ戻ったのであるが（時に趙良弼は20才（あるいは17才）であった）、その後趙良弼は、『元朝名臣事略』巻11・樞密趙文正公条所収「牧庵姚公廟碑」に、

公、母夫人を輦して北し河を渡り郷に至る。奉事の外、日々名儒に従いて文芸を講論し、尤も意を司馬氏の通鑑に致す。歴代の典章、兵馬の彊弱、地理の阨塞、国家の興衰治乱に関わるもの有らば、記憶せざるは無し。戊戌、朝命じて諸道の進士を試さしむ。公、優選に中たり、趙州に教授す。（公輦母夫人北渡河至郷。奉事之外、日從名儒講論文芸、尤致意司馬氏通鑑。歴代典章、兵馬彊弱、地理阨塞、有関国家興衰治乱者、無不記憶。戊戌、朝命試諸道進士。公中優選、教授趙州）

とあるように、母夫人に「奉事」する外は、日々名儒に従って「文芸」を講論し、とりわけ司馬光の『資治通鑑』に意を致し、また「歴代の典章、兵馬の彊弱、地理の阨塞、国家の興衰治乱に関わるもの有らば、記憶せざるは無し」という経世済民的な学問に没頭したのである。そして趙良弼は、その後、金滅亡（1234年）の後4年目にモンゴル政権によって行われた、いわゆる戊戌の選試（1238年）を受け及第し、趙州（州学）において教授する道を進む³⁶。そしてさらに、辛亥歳（1251年）には趙良弼のことを薦める者がありクビライ政権に参画し、天下の安定そして天下生民のためその抱負を実行してゆくのである。

元後期の張曾の「趙文正公祠記」は、

35 『金史』巻25・地理志6・沃州（趙州）条には、趙愨が戦死した高邑県について「高邑（県）賛皇山・済水あり」とある。

36 拙稿「趙良弼と元初の時代」、28-31頁参照。

その先はすなわち金の右族の賛皇に分処する者にして、高曾より而降、皆、武略をもって功を時に立てり。公、始めて文儒を尚び、その家を名づく。初学より己を行ひ、もって人に及ぼす。大位に処り大政に臨むも、一時も孔孟の心をもって心と為さざるなく、一事も孔孟の道をもって道と為さざるなし。謂く、儒は治具の在るところ、而して学は乃ち儒のよりもって出づるところ。己、既にして儒なれば、人の皆、儒にしてもって世に益せんと欲するなり、と。（其先乃金之右族分処賛皇者、由高曾而降、皆以武略立功於時。公始尚文儒名其家、自初学行己以及人。処大位臨大政、無一時不以孔孟之心為心、無一事不以孔孟之道為道。謂、儒治具所在、而学乃儒所由以出。己既儒矣、欲人之皆儒以益於世也。）

と述べ、女真族出身の趙良弼の生き方の画期的な面を、「武人」としての生き方を貫いた父・兄一家および趙恕一家等とは違って、学問（儒学）の世界に入り、その学風が表面的な学問ではなく、「世に益」することを目指した、言わば天下の安定と経世済民を志向するものであった点に求めているが、きわめて妥当な見解と思われる。異民族王朝モンゴル政権が出来た金末元初の混乱期に、こうした学風を持った趙良弼がいかにして天下の安定のため、「生民」のため努力したか等については、前稿で明らかにしたところである³⁷。

こうした趙良弼の「転換」が母蒲察氏の意向なのか、あるいは他に原因があるのかは難しいところであるが、対モンゴル戦で戦死した一族への追惜の深さと、そこから生じた天下の安定への強い希求が根底にあったものと思われる。いずれにせよ、そこには先に述べた従兄弟である趙良材・良玉兄弟とは違った、さらには父趙愨（忠憫）および兄趙良貴とその子趙讜らの道とは違った、女真族の漢化（中国化）の第二の道が現れている。

おわりに

中国に王権を樹立した少数民族の漢化（中国化）については、その長所・短所が色々あろうと思われる。しかし「はじめに」で述べたように、従来、武力において漢人を圧した少数民族にとって、その漢化（中国化）が自らを弱体化するものでしかなかったという、言わば少数民族側の短所として語られることが多く、一方で、その漢化（中国化）が漢人社会にとって評価すべき点、すなわち長所はなかったのかという点については、多くは語られることがなかったように思われる。小稿は、こうした点をふまえ、「鎮国上將軍同知忻州事趙氏昆仲忠孝碑銘」を中心に、女真族の趙良弼の一族が具体的にどのような形で漢化（中国化）して行ったのか、その過程で漢人社会にどのような影響を及ぼしたか、すなわち言わばその肯定的な面について見てきた。

中国の華北に王朝を樹立した女真族王朝の金（1115-1234）の時代、武人の家柄で、元来ロシア沿海州西南部の恤品路に居た女真族朮要甲氏出身の趙良弼一族が、曾祖父の鎮国大將軍祚の頃、猛安謀克戸の河北大移動の際に趙州賛皇県に屯住し、中国風の「趙」の姓、および中国風の諡に改める等、漢化（中国化）を果たしていったが、一方では、父趙愨（忠憫）の妻で趙良弼の母は女真族蒲察氏から迎えられ、叔父の定遠大將軍・賛皇県丞趙恕の子趙良玉の妻もやはり女真族唐括氏から迎えられたこと、また従兄弟の趙良材・良玉両名の「小字（幼名）」が、それぞれ女真語（満州語）の名であったことなどから、彼らは、女真族独自の風習も残しつつ、一定の漢化（中国化）を行っていったことが分かる。

このような形で趙良弼一族は漢化（中国化）していったのであるが、土着の華北漢人社会とのつながりにおいては、趙良弼の従兄弟であった趙良材・良玉兄弟の家と、趙良弼の家とでは違いがあった。趙良材・良玉兄弟の家は、父の趙恕が定遠大將軍・賛皇県丞であって、賛皇県の土着社会とのつながりが強かったと思

37 拙稿「趙良弼と元初の時代」参照。

われ、子の良材が賛皇県の一部の農民を率いて対モンゴル戦で勇戦し死亡した際には賛皇県民の哀惜が深く、また賛皇県から離れず父母に孝を尽くし金朝滅亡（1234年）後、若年で病死した良玉に対しても同じく地域社会は深い共感を寄せたのであった。ここから、彼らが漢人地域社会と融和し、一定土着化あるいは漢化（中国化）をしていたことが分かる。

一方、趙良弼の場合は、武人であった父趙慤と、兄で嵩汝招討使趙良貴とその子許州兵官趙讜、および上の従兄弟趙良材がモンゴル戦で戦死したという現実を背負って、天興元年（1232年）末から翌年初めに陥落直前の金都汴京から第二の故郷趙州に戻った後は、父・兄等がたどった武人の道ではなく、「名儒に従いて文芸を講論し」、とりわけ「意を司馬光の資治通鑑に致し、歴代の典章、兵馬の彊弱、理の阨塞、国家の興衰治乱に関わるもの有らば、記憶せざるは無し」という、実践的な経世済民の学問の道への転身を図るのである。そして金滅亡後、モンゴル政権下での科挙「戊戌の選試（1238年）」に及第し、その後、辛亥歳（1251年）にクビライ政権に参画して、中国的な天下の安定、そして「天下生民」のため積極的にその抱負を実行して行く³⁸。

こうした女真族出身の趙良弼一族がとった漢化（中国化）への2つの道は、それぞれきわめて興味あるところであるが、特に、一族から多くの戦死者を出したことへの哀惜の深さと（小稿で見た一族のための多くの墓碑等の建碑が示している）、そこから生じた天下安定への強い希求、そしてその結果、まさに中国的な儒学の学問を、表面的ではなく「世に益する」ために学び実践した趙良弼の“漢化（中国化）”は³⁹、少数民族の漢化（中国化）が漢人社会に積極的に貢献した事例の一つとして、少数民族に対してどちらかと言えば厳しい見方がある中国史において、注目される必要があろう。

なお、従兄弟の趙良玉等の子孫については不明であるが、趙良弼の子孫については、「中子」で資善大夫・陝西等処行中書省参知政事・陝西行省平章政事（饒総管・通議君）の趙訓、および孫の趙淳、趙浩の名が史料に残っている⁴⁰。

（旭川校教授）

38 この点については拙稿「趙良弼と元初の時代」を参照されたい。

39 詳しくは「趙良弼と元初の時代」28-31頁を参照。

40 趙訓については元明善「樞密趙良弼贈諡制」（『国朝文類』巻12）、および姚燧「趙樊川集序」に記述がある。孫の趙淳と趙浩については、張曾「趙文正公祠記」（明隆慶刻本『趙州志』巻4）にその名が出ている。